



第3次上富良野町地域福祉実践計画

～人と人がつながり支え合う地域づくり～



『深山峠の春より』

社会福祉法人 上富良野町社会福祉協議会

「第3次上富良野町地域福祉実践計画の策定にあたって」

本町では、平成31年4月に第3次上富良野町地域福祉計画が策定され、『みんなが元気になる共生のまち・かみふらの』を目指し、各種施策の取り組みがスタートされました。

社会福祉協議会では、第3次上富良野町地域福祉計画と連動性を図り「第3次上富良野町地域福祉実践計画」を策定いたしました。

生活の多様化により、町民の方が抱える生活問題も複雑化し、福祉制度では対応できないケースが増えてきております。また、少子高齢化や人口減少の進行等に伴い、老者介護に象徴されるように、本町の人口構成や家族形態が大きく変化する中、家庭や地域の支え合いが今以上に必要とされる状況にあります。

さらに、北海道胆振東部地震や大雨等による大規模な自然災害が相次いで発生する中で、本町では活火山の十勝岳を抱え、災害時に支援が必要な人の避難支援体制の一層の強化が求められております。

第3次上富良野町地域福祉実践計画は、社会福祉協議会において「人と人がつながり支え合う地域づくり」を基本理念とし、基本方針である「誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らしていくまちづくりの推進」を目標として策定作業を実施しました。

本計画は、地域福祉活動計画と社会福祉協議会発展強化計画という2つの計画で構成されており、地域福祉の推進にあたり一層の充実を目指し、幅広い町民・関連団体等の方々と連携を図りながら取り組んで参ります。

つきましては、町民の皆様方をはじめ、関連団体・関係機関の方々には、今後もより一層のご支援・ご協力を賜りますよう心からお願ひ申し上げます。

令和元年6月1日

社会福祉法人 上富良野町社会福祉協議会
会長 北川 雅一

第3次上富良野町地域福祉実践計画目次

I. 計画策定にあたって	• • • 1
1. 計画策定の背景	• • • 1
2. 計画の位置づけ	• • • 2
3. 計画の期間	• • • 2
4. 計画策定にあたっての既存事業の検証	• • • 2
II. 社会福祉協議会の理念と基本方針	• • • 3
1. 社会福祉協議会の理念図	• • • 3
2. 第3次上富良野町地域福祉実践計画の基本方針	• • • 4
3. 第3次上富良野町地域福祉計画と 上富良野町社会福祉協議会の基本目標	• • • 5
4. 第3次上富良野町地域福祉実践計画の基本目標と重点事項	• • • 6
III. 計画重点推進事項一覧	• • • 7
1. 地域福祉活動計画	• • • 7
2. 社会福祉協議会発展強化計画	• • 1 2
IV. 計画の進行体制	• • • 1 3
V. 計画の体系図	• • • 1 4
1. 地域福祉活動計画の体系図 《地域福祉部門》《介護保険部門》	• • 1 4
2. 社会福祉協議会発展強化計画の体系図 《法人運営部門》	• • 1 5
3. 第3次上富良野町地域福祉計画と 第3次上富良野町地域福祉実践計画との各施策連動一覧表	• • 1 6

資料

1. 上富良野町地域福祉実践計画策定委員会名簿	• • • 1 7
-------------------------	-----------

I. 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

近年、少子高齢化や核家族化、地域の過疎化等が進み、地域を取り巻く環境は大きく変化しており、本町においても分野対象別の制度では解決することが難しい複雑な生活課題が生じています。

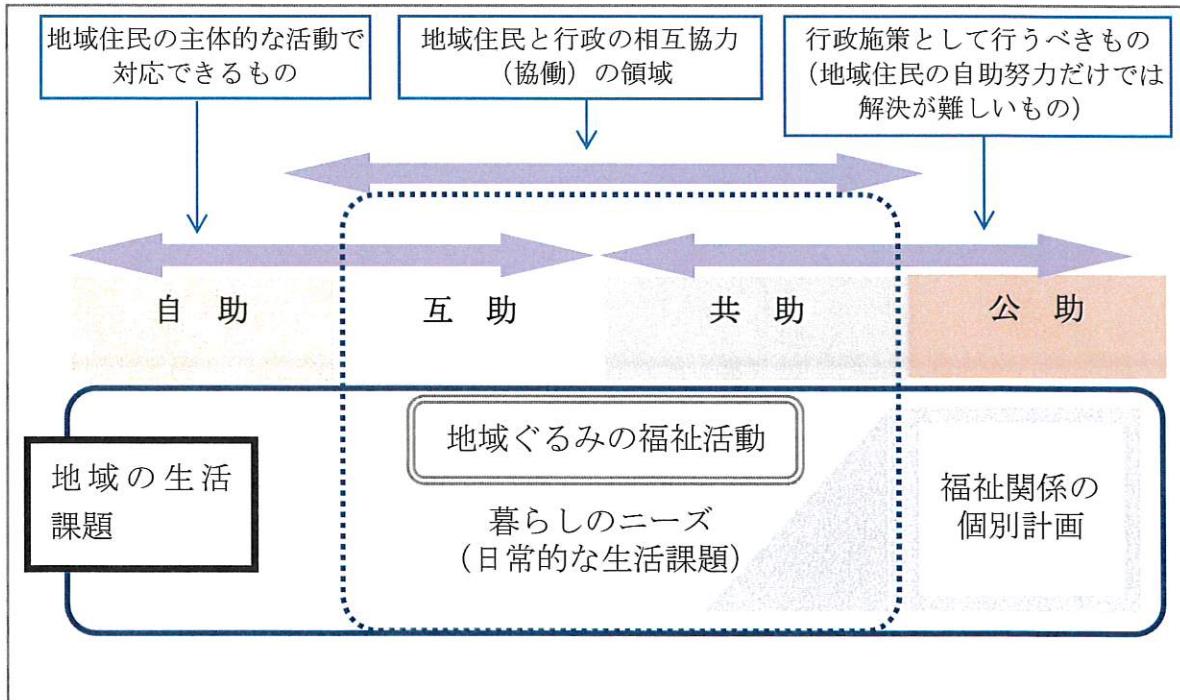
また、北海道胆振東部地震をはじめとする地震や大雨等の大規模な自然災害が相次いで発生する中で、十勝岳の噴火に伴う生活被害も心配され、災害時に支援が必要な人の避難支援体制の一層の強化が求められているほか、生活する上で様々な課題を抱える生活困窮者への支援も課題となっています。

地域で多様化する生活課題には、1つの福祉サービスでは解決が難しい複合的な事例や、公的サービスの対象にはならないが、生活する上で困難を抱えている事例など既存のサービスの枠組みでは、あてはまらないことが数多く存在しています。

そのため、社会福祉協議会の使命である「地域福祉の推進」にあたっては、自分自身の努力（自助）、近隣や地域、団体等による支え合い（互助）、介護保険サービス等の社会保険制度（共助）、公的サービス（公助）を連携させ、地域の様々な生活課題を解決する必要があります。

自助・互助・共助・公助の関係性については、以下の通りです。

■自助・互助・共助・公助の関係性



2. 計画の位置づけ

「第3次上富良野町地域福祉実践計画」は、社会福祉協議会が町民やボランティア団体、NPO等と連携を図り、地域福祉を推進する活動・行動計画です。

「第3次上富良野町地域福祉計画」の基本的な方向性や諸施策との連動、展開について実践していくことを目的として策定しました。

3. 計画の期間

計画期間は、上富良野町地域福祉計画との連動性を図るため、平成31年度から令和5年度の5年間を計画の実施期間とします。

4. 計画策定にあたっての既存事業の検証

現在、社会福祉協議会で実施している事業については、時代に沿った社会ニーズを鑑み、事業の見直しを図りながら実施して参りました。

近年においては、認知症の啓発事業としてほっとカフェの開催、災害時における支援体制整備の一環として、上富良野町及び北海道社会福祉協議会と災害に関する協定を締結しました。

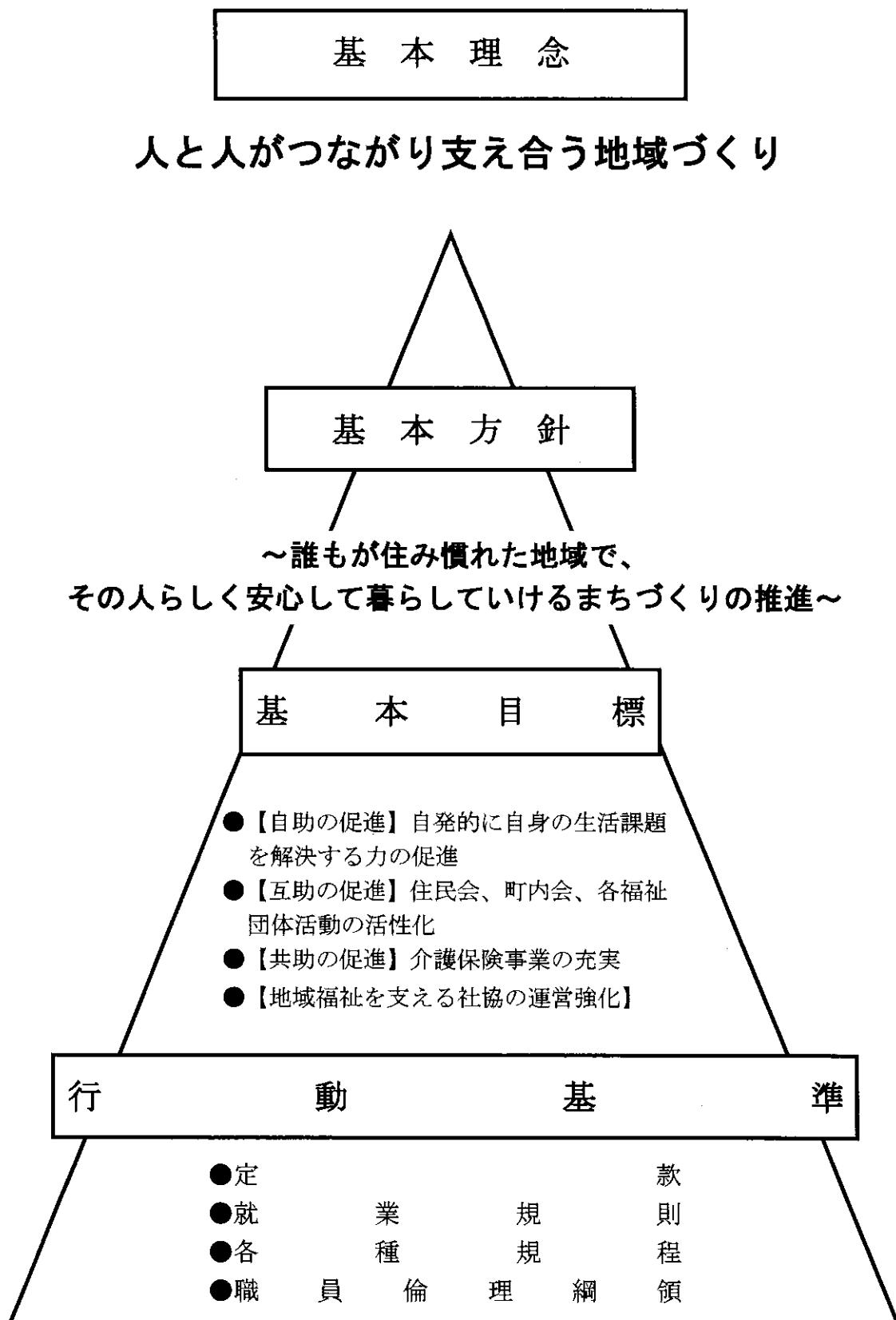
また、生活に困窮している方への対策として、生活困窮者等に対する安心サポート事業を実施しております。



『地域住民の主体的な活動で対応できるもの』

II.社会福祉協議会の理念と基本方針

1.社会福祉協議会の理念図



2.第3次上富良野町地域福祉実践計画の基本方針

基本方針

～誰もが住み慣れた地域で、
その人らしく安心して暮らしていけるまちづくりの推進～

社会福祉協議会は、「人と人がつながり支え合う地域づくり」という基本理念の下、「～誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らしていけるまちづくりの推進～」を基本方針として、地域福祉の推進役として事業を推進して参ります。

第3次上富良野町地域福祉実践計画のスタートにあたり、社会福祉協議会が取り組んできた事業を検証し、また新たな地域福祉課題の解決に向けて、上富良野町地域福祉計画との連動性を図りながら事業を進めて参ります。

少子高齢化などの現状を踏まえつつ、子どもから高齢者までが地域で共に安心して暮らしていけるように、交流機会の拡大を地域づくりの基本として進めて参ります。

平成29年度からはじめている「ほっとカフェ」(認知症カフェ)は地域の交流の場として、着実に定着が進んでおります。

なお、災害に強い地域づくりとして、日常的な交流機会の充実を通して人と人のつながりや地域づくりの関係性を強化して、災害を想定した福祉活動を推進して参ります。

当面の課題として、災害ボランティア活動基盤整備・有償ボランティア（仮称）の研究・成年後見制度の検討など町民の生活に直接的に関わる課題がありますが、町民の方々をはじめとして、関係団体の方々と意見交換を図りながら進めて参ります。

3. 第3次上富良野町地域福祉計画と上富良野町社会福協議会の基本目標

(第3次上富良野町地域福祉計画)

みんなが元気になる共生のまち・かみふらの

基本目標1. 分野横断的な取り組みの推進

- ・見守り・支え合い活動の促進
- ・生活困窮者対策の推進
- ・ひきこもりなど制度の狭間への対応
- ・権利擁護の推進・虐待の防止
- ・移動手段の確保と人にやさしい生活環境の整備
- ・防災・防犯対策の推進
- ・包括的な情報提供・相談支援体制の整備

基本目標2. 支え合う意識の醸成と人づくり

- ・広報・啓発活動の推進
- ・福祉教育・交流事業の推進

基本目標3. 地域福祉活動団体等の育成・支援

- ・ボランティア活動の促進
- ・地域福祉を担う団体等の育成・支援

基本目標4. 自殺予防の推進（上富良野町自殺対策計画）

- ・自殺予防に関する5つの基本施策の推進
- ・生きることの促進要因への支援
- ・シニア世代・高齢者への対策の推進

社会福祉協議会の基本目標

平成12年の社会福祉法改正により、社会福祉協議会は地域福祉を推進する中核的な団体として位置づけが明確になりました。以来「自助・互助・共助の促進」をテーマに事業を展開して参りました。

これを踏まえ、第3次上富良野町地域福祉実践計画の策定においても、誰もが自発的に自身の課題を解決する力の促進（自助）、住民会・町内会・

各福祉団体活動の活性化（互助）、介護保険事業の充実（共助）を促進して参ります。

また、地域福祉を支える社会福祉協議会の運営強化に努めます。

そして、多様化する生活課題へ対応するために、公的な福祉サービスと他の福祉サービスなどが連携の上、「協働のまちづくり」の推進を図っていくことを基本目標とします。

4. 第3次上富良野町地域福祉実践計画の基本目標と重点事項

【基本目標】	【重点事項】
① 【自助の促進】 自発的に自身の生活課題を解決する力の促進	① 地域福祉部門：「地域での顔が見える関係作り」
② 【互助の促進】 住民会・町内会・各福祉団体活動の活性化	② 介護保険部門：「即応力のあるサービスの提供」
③ 【共助の促進】 介護保険事業の充実	③ 法人運営部門：「社会福祉協議会の運営機能の強化」
④ 【地域福祉を支える社会福祉協議会の運営強化】	



「住民会・町内会・各福祉団体活動の活性化」

Ⅲ.計画重点実践事項一覧

1.地域福祉活動計画

《地域福祉部門》

事情区分	事業名	重点推進事項
(1)小地域ネットワーク事業	1 住民会・町内会活動支援	住民会等活動に対する様々な相談や行事などにおける物品の貸出、必要に応じた支援活動を展開する。
	2 各種研修・講座への参加促進	各種の講話や実践などによる講習会・研修会等に参加を呼びかけ、住民会等の支えあい活動の充実を図る。
	3 福祉団体懇談会	福祉団体等の活動課題を共有し、今後の地域福祉活動の発展につながる取り組みの支援を進める。
	4 ふれあいサロン事業の推進	ふれあい交流の場として、地域での繋がりづくりや支え合いの機軸としての活動の充実を図る。
	5 ふれあいサロンサポーター教室の開催	ふれあいサロン等の活動を充実し、楽しくすすめる勉強の機会を提供し、各地域での繋がりづくり活動の一助とする。
	6 ふれあい昼食会の開催	月1回、町内にお住まいの一人暮らしの高齢者等を対象に、昼食会を開催し、交流と閉じこもり防止を図ります。
	7 ほっとカフェの開催	認知症の正しい理解と地域での受け入れ、見守りや仲間作り、課題の共有など、相談できる居場所づくりを目指して、月1回の開催を行う。
	8 自主グループ活動支援	色々な活動するグループの立ち上げ・活動・継続を支援し、地域づくりを進める。
	9 福祉ニーズの把握	各種福祉サービスで把握した課題を、地域での支えあいに反映し、活動の掘り起こしを相談できる仕組み作りを進める。

(2)ボランティアセンター事業	1 ボランティアセンターの運営	ボランティア活動の充実を目的として、個人及び団体の支援、コーディネートとボランティア保険の加入促進を行う。
	2 ボランティア情報の発信	各種のボランティアに関する情報を発信し、それぞれの活動が主体的に行われるよう、速やかな情報提供を行う。
	3 ボランティアの養成・研修	各種の研修・講座に参加するきっかけづくりに努めるとともに、新たなボランティア活動に対応できるよう資質の向上に努める。
	4 福祉学習の促進	町内の学校及び関係機関と連携し、子どもたちへのボランティア活動へのきっかけづくりに努める。
	5 関係機関との連携	北海道社会福祉協議会や近隣市町村社協との連携強化を図る。
	6 除雪ボランティア活動	町内の独居高齢者など、除排雪が困難な住宅等の除排雪をボランティアの方々と調整を行ない、活動を円滑に進める。
(3)ボランティア関連事業	1 災害ボランティア活動基盤づくり	災害時におけるボランティア受け入れを想定した災害ボランティアセンター運営と、各関係機関との連携を図る。
	2 有償ボランティア(仮称)の研究【新規事業】	新たな取組みとして有償ボランティア(仮称)の取組みを行政と調整・検証する。
(4)生活福祉援助事業	1 心配ごと相談所の開設	様々な生活上の困りごとについて傾聴し、問題解決のアドバイスとともに、各種福祉サービスの情報の提供を行う。
	2 福祉金庫の設置	低所得世帯に無利子での貸付と必要な相談業務を行い、生活の改善に向け必要な支援を行う。

	3 生活福祉資金貸付事業	低所得世帯等の生活安定を図るために、北海道社会福祉協議会との連携により、生活改善に向けた貸付事業を行う。
	4 生活困窮者等に対する安心サポート事業	北海道社会福祉協議会の事業に参加して、生活困窮者への救済に向けて現物支給の取組みを進める。
	5 日常生活自立支援事業	事情により日常生活に不安を抱えている方に対して、北海道社会福祉協議会と連携して、生活の問題解決に取り組む。
	6 援護対策事業	歳末助け合い運動と火災等被害に遭った方に、見舞金を交付する。
	7 関係機関との連携	行政、学校、福祉団体、各種団体、企業等と日常的な連携をもち、協働による福祉のまちづくりを進める。
	8 成年後見制度への体制整備【新規事業】	成年後見制度の広報と中核機関の仕組みを研究し、成年後見制度に係る体制整備・中核機関設置に向けた取り組みを目指す。
(5) 福祉団体支援事業	1 福祉団体等への事務局支援及び助成	老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、遺族会の活動支援として、事務局を担う。 団体への助成を計画する。
(6) 在宅福祉サービス事業 【町受託事業】	1 理容サービス 〈生活支援事業〉	登録されている理・美容師が居宅に訪問して散髪を行う。
	2 移送サービス 〈生活支援事業〉	入退院や通院のための外出時等において特殊車両で移送を行う。
	3 配食サービス 〈生活支援事業〉	栄養を考えた食事を定期的に自宅まで届け、高齢者等の食生活の支援を行う。
	4 除雪サービス 〈生活支援事業〉	日常生活の維持及び、急病等救急時の通路を確保するため、冬期間の除雪を行う。
	5 電話サービス 〈生きがい活動支援事業〉	ボランティアの方が利用者に対して電話をし、安否の確認や健康状態、相談等のお話ををする。

《介護保険部門》		
(1)居宅介護支援事業	1 居宅介護支援事業	介護保険法の理念に基づき、利用者や家族の意思及び人権を尊重しながら、利用者及び地域から信頼されるケアマネジメントを実施する。質の高いケアマネジメントの実施を目指し、特定事業所加算を取得する。
	2 地域・医療・関係機関との連携	地域包括ケアを進めていくなかで、地域や各機関との連携を深め、困難なケースについても、地域包括支援センター、他事業所との連携を行い、地域ケア会議やインフォーマルな制度も活用し、ケアマネジメントの実践の中で地域の課題を明確にし、地域づくりへの参画を行う。また、医療・介護の切れ目なくサービスが提供できるよう入退院時における医療機関との連携強化を図る。
	3 介護支援専門員の資質向上	各職員は個別目標を設定し、それに伴い各種研修に積極的に参加、事業所内での事例検討や勉強会を週1回開催、他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同の事例検討会を実施し、介護支援専門員の資質向上を図る。また、介護支援専門員実務研修における実習生の受け入れを行い人材育成にも努める。
(2)訪問介護事業	1 訪問介護事業	介護保険法に基づき、要介護者に対し、ホームヘルパーの派遣を行う。
	2 介護予防・日常生活支援総合事業 【町受託事業】	町が行う、訪問型サービス及び訪問型独自サービス地域支援事業を実施し、対象者にホームヘルパーの派遣を行う。
	3 職員研修の積極的実施	質の高いサービス提供ができる職員を養成するために、法人内研修を毎月開催すると共に、外部研修にも積極的に参加する。

	4 自己評価	北海道の評価基準に則り、自己評価を適切に行う。
(3) 障害者福祉サービス事業	1 居宅介護事業	障害者総合支援法に基づき、身体障がい者等へホームヘルパーを派遣する。
	2 地域生活支援事業【町受託事業】	上富良野町障がい者自立支援事業条例に基づき、移動支援事業及び生活サポート事業を実施する。
	3 職員研修の積極的実施	質の高いサービス提供ができる職員を養成するために、法人内研修を毎月開催する。外部研修にも参加する。
	4 自己評価	北海道の評価基準に則り、自己評価を適切に行う。
(4) まごころサービス事業	1 まごころサービス事業	介護保険法や障害者総合支援法等で適用外のサービスを独自に提供する。
	2 ほっとサービス事業	身の回りのお世話など生活全般をサポートするサービスを独自に提供する。
(5) 小規模多機能型居宅介護事業	1 小規模多機能型居宅介護事業	『「住み慣れた地域でいつまでも暮らしたい。」助け合い、寄り添い、社会との関わりを失わずに生活をつづける、お手伝いをする事業所になります。』というふくしんの理念の下、サービスの提供を行う。
	2 職員研修の計画・実施	各種研修会等に参加し、職員の資質の向上を図る。
	3 運営推進会議の開催	地域との連携を図り、円滑な事業運営を進める。
	4 事業所内行事の実施	利用者が、季節の変化を感じ、日常生活を楽しんでもらうため、事業所内で行事を行う。(誕生会、クリスマス会など)

	5 交流・地域事業	地域社会とのかかわりを深め、地域の方々に事業所理解を深めていただく交流事業を開催し、住民会活動など地域事業に積極的に参画する。 (住民会・ボランティアグループ等との連携、子ども達との交流など、地域活動等へ参加)
	6 外部評価	最適な事業所運営を目指して外部評価を活用し、サービス向上と安全で快適な環境を整えるため運営との改善を進める。

2.社会福祉協議会発展強化計画

《法人運営部門》		
(1) 法人運営体制の強化	1 理事会の開催	理事会を定款の規定により適宜開催する。
	2 監査の実施	監査を4半期に1度開催する。
	3 評議員会の開催	評議員会を定款の規定により適宜に開催する。
	4 各種委員会の開催	部会等を適宜に計画する。
	5 職員会議の開催	職員会議を情報共有や諸課題検討のため、月1回実施する。
(2) 役員事務局体制の強化	1 社協の地位・役割の理解	役職員を対象として、社協の地位役割についての共通認識を確立して、社協の地位・役割の理解の強化を行う。
	2 役職員研修の積極的実施	役職員資質向上のための外・内部研修を積極的に参加（実施）する。
	3 各種プロジェクト会議の開催	役職員をもって課題別のプロジェクトチームを編成し、解決に向けて取り組む。
	4 コミュニティソーシャルワーカーの資質向上	職員のコミュニティソーシャルワーカーとしての資質向上を目的とした研修事業に積極的に参加する。
(3) 社協会員の加入促進	1 一般会員	町民へ福祉活動を理解していただき、加入促進する。
	2 特別会員	特別会員へ福祉活動を理解していただき、加入促進する。

	3 法人会員	法人へ福祉活動を理解していただき、加入促進する。
(4)基金の造成	1 社会福祉基金の造成	篤志寄付等により、法人運営円滑化を目的とした基金の積立を行う。
(5)広報・啓発活動	1 広報活動	広報誌「社協だより」を、年3回全戸配布する。ホームページやブログ等の情報通信を利用した広報活動を行う。
	2 ノーマライゼーション推進事業	ノーマライゼーション理念の普及並びに地域福祉の啓発のため行事を開催する。(ふれあい広場、社会福祉大会)
	3 地域福祉の啓発	住民会の活動及び要望により職員を派遣し、地域福祉の啓発活動を実施して、地域福祉の啓発活動を行う。
(6)顕彰事業の実施	1 社協会長顕彰の実施	社協会長顕彰を実施する。 (功績顕彰、善行感謝)
(7)個人情報保護	1 個人情報保護の徹底	個人情報保護規定を適正に運用し、業務により取得した個人情報を適切に取扱うことを徹底する。
	2 個人情報保護に関する研修の計画	個人情報保護法の理解と適切な運用を図る目的として、研修会に参加する。
(8)苦情解決	1 苦情解決	サービスの質を向上させるため、苦情には各方面から対応策を模索し、原因を調べるとともに再発防止に向けて取り組む。

IV.計画の進行体制

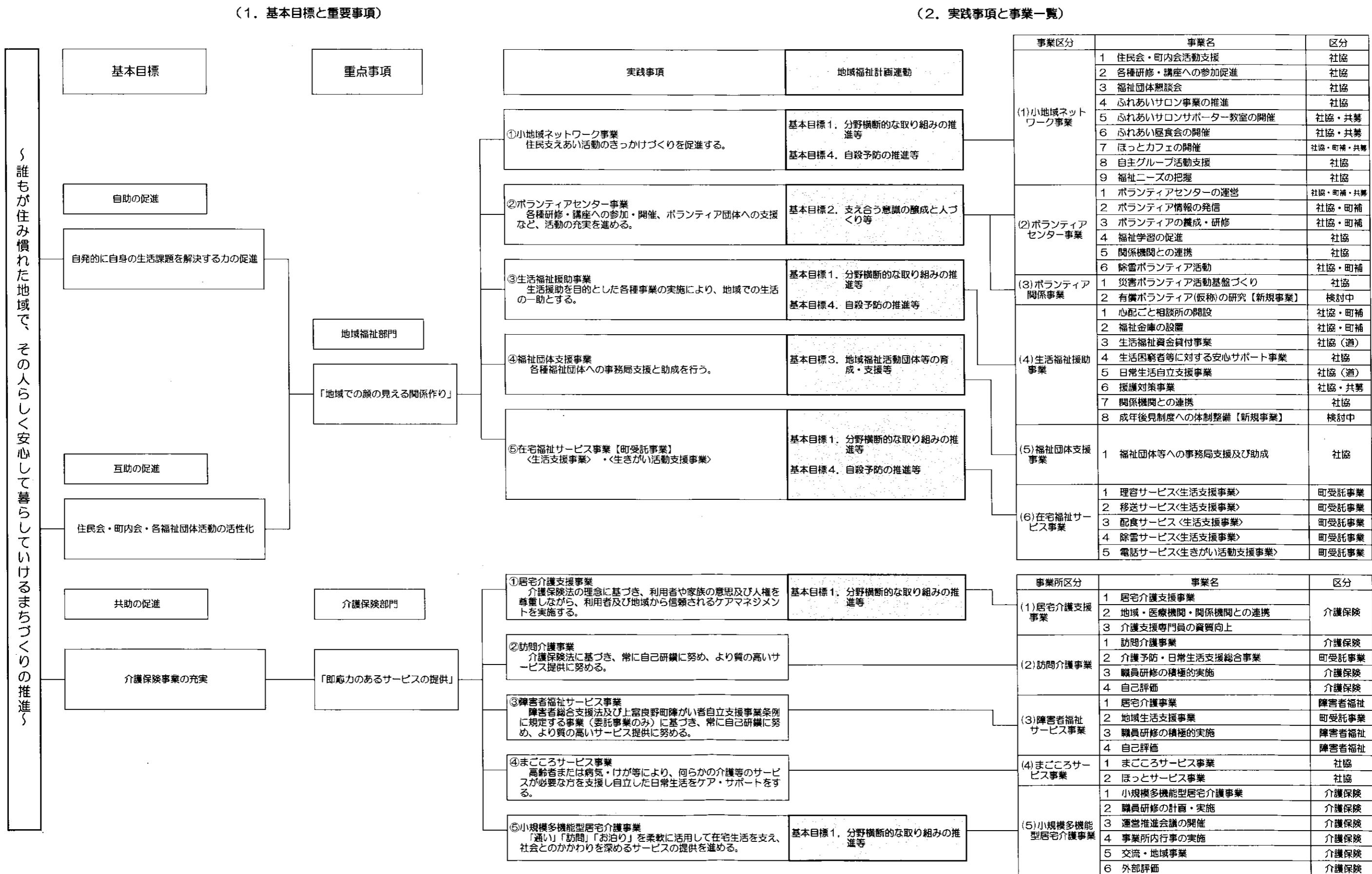
本計画を円滑に推進していくために、町民やボランティア団体、NPO等及び行政（保健福祉課、地域包括支援センターなど）との連携を図ります。

計画を推進し、第4次計画につなぐため、計画の総合的な評価を行います。

計画の進行管理及び評価は、上富良野町地域福祉実践計画策定委員会で行います。

V. 計画の体系図

1. 地域福祉活動計画の体系図 《地域福祉部門》 《介護保険部門》



2.社会福祉協議会発展強化計画の体系図《法人運営部門》

(1. 基本目標と重要事項)



(2. 実践事項と事業一覧)

強化・推進区分	活動名	区分
(1)法人運営体制の強化	1 理事会の開催	社協
	2 監査の実施	社協
	3 評議員会の開催	社協
	4 各種委員会の開催	社協
	5 職員会議の開催	社協
(2)役員事務局体制の強化	1 社協の地位・役割の理解	社協
	2 役職員研修の積極的実施	社協
	3 各種プロジェクト会議の開催	社協
	4 コミュニティソーシャルワーカーの資質向上	社協
(3)社協会員の加入促進	1 一般会員	社協
	2 特別会員	社協
	3 法人会員	社協
(4)基金の造成	1 社会福祉基金の造成	社協
(5)広報・啓発活動	1 広報活動	社協・共募
	2 ノーマライゼーション推進事業	社協・共募
	3 地域福祉の啓発	社協
(6)顕彰事業の実施	1 社協会長顕彰の実施	社協
(7)個人情報保護	1 個人情報保護の徹底	社協
	2 個人情報保護に関する研修の計画	社協
(8)苦情解決	1 苦情解決	社協

【地域福祉を支える社会福祉協議会の運営強化】

3. 第3次上富良野町地域福祉計画と第3次上富良野町地域福祉実践計画との各施策連動一覧表

将来像	第3次上富良野町地域福祉計画			第3次上富良野町地域福祉実践計画		
	基本目標	施策項目	施策			
『みんなが元気になる共生のまち・かみふらの』	基本目標1. 分野横断的な取り組みの推進	1. 見守り・支え合い活動の促進	近隣住民による見守り・声かけの促進	住民会・町内会活動支援	各種研修・講座への参加促進	地域福祉の啓発（支えあい活動）
			小地域ネットワーク事業（小地域ネットワーク及びふれあいサロン等に関する事業）の展開	ふれあいサロン事業の推進	ふれあいサロンセンター教室の開催	
			認知症高齢者等の見守り・検索体制の充実	ほっとカフェの開催		
		2. 生活困窮者対策の推進	生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の適正運用	心配ごと相談所の開設		
			資金貸付制度・サポート制度の周知	福祉金庫の設置	生活福祉資金貸付事業	生活困窮者等に対する安心サポート事業
		3. ひきこもりなど制度の狭間への対応	早期発見の体制づくり	住民会・町内会活動支援		
		6. 権利擁護の推進・虐待の防止	日常生活自立支援事業の推進	日常生活自立支援事業		
			成年後見制度の普及	成年後見制度への体制整備【新規事業】		
			成年後見制度の中核機関の設置と法人後見等の導入の検討・推進	成年後見制度への体制整備【新規事業】		
		7. 移動手段の確保と人にやさしい生活環境の整備	高齢者・障がい者の移動手段の確保	移送サービス（生活支援事業）		
			除雪サービス等の実施	除雪ボランティア活動	除雪サービス（地域生活支援事業）	
		8. 包括的な情報提供・相談支援体制の整備	情報の集約・共有化	福祉ニーズの把握	関係機関との連携	
			多様な媒体等を活用したわかりやすい情報提供の推進	広報活動	ボランティア情報の発信	地域福祉の啓発（支えあい活動）
			包括的な相談支援体制の整備検討・推進	関係機関との連携		
			ケアマネジメント機能の充実	居宅介護支援事業	小規模多機能型居宅介護事業	
			身近な相談活動の推進	心配ごと相談所の開設		
基本目標2. 支え合う意識の醸成と人づくり	1. 広報・啓発活動の推進	支え合う意識の醸成に向けた広報・啓発活動の充実	広報活動	ボランティア情報の発信	地域福祉の啓発（支えあい活動）	
		福祉教育の充実	地域福祉の啓発（支えあい活動）			
		学校における福祉教育の充実	福祉学習の促進			
		交流事業の推進	ノーマライゼーション推進事業			
基本目標3. 地域福祉活動団体等の育成・支援	1. ボランティア活動の促進	ボランティアセンターの機能強化	ボランティアセンターの運営	有償ボランティア（仮称）の研究【新規事業】		
		既存のボランティア活動の活性化の促進	ボランティアの養成・研修			
		新たなボランティアの発掘・養成	ボランティア情報の発信	ボランティアの養成・研修	有償ボランティア（仮称）の研究【新規事業】	
基本目標4. 自殺予防の推進（上富良野町自殺対策計画）	(4-1-1) 地域におけるネットワークの強化	自殺対策の普及啓発	広報活動			
	(4-1-4) 生きることの促進要因への支援	生活上の困りごと相談の充実	心配ごと相談所の開設			
		居場所づくりの推進	ふれあいサロン事業の推進			
	(4-2-3) シニア世代・高齢者への対策の推進	閉じこもり対策の推進（介護予防事業の実施）	ふれあいサロン事業の推進	ふれあい屋食会		
		高齢者の生きがいづくりの促進	福祉団体等への事務局支援及び助成			

資料

上富良野町地域福祉実践計画策定委員会名簿

No.	役職	氏名	所属	備考
1	委員長	北川 雅一	学識経験者(一般)	
2	副委員長	川鍋 まさ子	学識経験者(一般)	
3	副委員長	島瀬 良一	社会福祉法人わかば会	
4	委員	西川 秋雄	人権擁護委員	
5	委員	温泉 敏一	商工会	
6	委員	小山田 雅春	校長会	
7	委員	佐藤 輝雄	遺族会	
8	委員	谷口 孝志	身障協会	
9	委員	巽 俊明	住民会長連合会	
10	委員	山本 勉	民生児童委員協議会	
11	委員	平倉範子	更生保護女性会	
12	委員	藤田 敏子	中央婦人会	
13	委員	北川 昭雄	法人会	
14	委員	松本 章	隊友会	
15	委員	三島 功士	老人クラブ連合会	
16	委員	村上 孝子	日赤奉仕団	
17	事務局	角波 光一	事務局長	
18	事務局	平吹好教	事務局(法人運営)	
19	事務局	黒川 修一	事務局(地域福祉)	
20	事務局	富樺 真知子	事務局(介護保険)	